平成２２年（フ）第５５号
京都府京丹後市網野町島津1473番地の２、前住所京都府京丹後市網野町浅茂川1900番地
債務者　坂根　真子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第３１１号
香川県高松市上之町２丁目４番26　301号室
債務者　岡崎　耕二
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３３８号
香川県高松市田村町248番地７エイレガート103号室、住民票上の住所香川県高松市瀬戸内町43番46号
債務者　桑村　葉月（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第９０号
福岡県大牟田市明治町３丁目41番地１
債務者　坂中　伸策
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第２０９号
宮崎県延岡市北川町長井6717番地２
債務者　白坂　恭博
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第３６３号
沖縄県糸満市字兼城439番地　ひろしハウジング201号
債務者　具志堅記子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４４５号
千葉県松戸市古ケ崎2398番地の26
債務者　鞆　さより
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６０９号
千葉県松戸市二十世紀が丘中松町90番地の１松戸レジデンス207号
債務者　鈴木眞知子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６５６号
千葉県松戸市金ケ作321番地の１
債務者　宮城　康美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１４４号
山口県山陽小野田市くし山２丁目４番16号清光ガーデンハウス１―D、旧住所山口県山陽小野田市大字東高泊2293番地２
債務者　笠井　　潔
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第５７号
愛媛県八幡浜市保内町宮内４番耕地73番地１
債務者　米田　順子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第３８５号
沖縄県那覇市字国場706番地10　サンテラスかかず404
債務者　金城　友也
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５６８号
仙台市泉区朴沢字木戸脇30番地
債務者　龍崎　　修
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５６９号
仙台市泉区朴沢字木戸脇30番地
債務者　龍崎　義美
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６２７号
仙台市泉区北中山４丁目18番地の３
債務者　藤原　忠道
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６７６号
仙台市太白区秋保町湯元字橋本64番地の６
債務者　佐藤　修子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７８号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台南１丁目18番地の４
債務者　三浦　正彦
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７９号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台南１丁目18番地の４
債務者　三浦公美子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係